チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
適·否	点投资口	(短期入所)	似地来例"日小哥	
第1基	本方針(札幌市	章害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)		
適•否	一般原則及 び基本方針	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。	第 10 条第 2 項	
適·否		(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	第 10 条第 3 項	・発令簿 ・事務会の設置に関する規程 ・委務員会の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の
適•否		(3) 事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。	第 10 条第 4 項	
適·否		(4) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。	第 92 条	
第2人	員に関する基準	(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)		
適·否	1 従業者の 員数	(1) 併設事業所 ① 施設等(②を除く。)が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。 ② 指定宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所、指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練(生活訓練)指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯、指定宿泊型自立訓練(生活訓練)事業者等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数 イ 指定短期入所を提供する時間帯(アを除く。)次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じて、(ア)又は(イ)に掲げる数(ア)当該日の利用者の数が6以下 1以上 (イ)当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端	第 93 条第 1 項	・職員名簿 ・雇用契約書 ・発令簿又は辞令 ・勤務表 ・出勤状況に関する書 類等 ・利用者数に関する書 類

チェック	上松石口	点検内容	担加名词 生二类	田広士将
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
		数を増すごとに1を加えて得た数以上		
適∙否		(2) 空床利用型事業所 ① 指定障害者支援施設等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合は、空床利用型事業所に置くべき従業者の数は当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。 ② 指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合においては、次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)、指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯 ・ 指定自立訓練(生活訓練)事業者等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数イ指定短期入所を提供する時間帯(アを除く。)次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じて、(ア)又は(イ)に掲げる数(ア)当該日の利用者の数が6以下1以上 (イ)当該日の利用者の数が7以上1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	第 93 条第 2 項	
適·否		(3) 単独型事業所 ① 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練、生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援(A型、B型)事業所、指定共同生活援助等事業所又は指定障害児通所支援事業所(以下「指定生活介護事業所等」という。)等において、指定短期入所の事業を行う場合においては、単独型事業所に置くべき従業者の数は次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 指定生活介護等のサービスの提供時間 指定生活介護等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数 イ 指定生活介護事業所等が、指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じて、(ア)又は(イ)に掲げる数(ア) 当該日の利用者の数が 6 以下 1 以上 (イ) 当該日の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 ② 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合、①イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数となっているか。	第 93 条第 3 項	
適•否	2 管理者	指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に	第 94 条 (第 55 条準 用)	

チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
適∙否		(短期入所)	依拠宋例 古小寺	
		従事させ、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。		
第 3 設	備に関する基準	(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)		
適•否		(1) 事業所は、併設事業所又は短期入所事業所の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。	第 95 条第 1 項	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
適•否		(2) 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、 当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときについて、当該併設本体施設の設備(居室を 除く。) を指定短期入所の事業の用に供することができる。	第 95 条第 2 項	
適•否		(3) 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。	第 95 条第 3 項	
適•否		(4) 単独型事業所にあっては、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。	第 95 条第 4 項	
適·否		(5) (4)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。 ① 居室 ア 居室の定員は4人以下となっているか。 イ 地階に設けていないか。 ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上となっているか。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 オ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ② 食堂 ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。 ④ 浴室 利用者の特性に応じたものとなっているか ④ 洗面所及び便所 ア 居室のある階ごとに設けているか。 イ 利用者の特性に応じたものとなっているか	第 95 条第 5 項	
第4 運	営に関する基準	(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)		
適·否	1 内容及び 手続の説明 及び同意	の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	第 102 条(第 16 条 第 1 項準用)	・申込時の説明書類 ・同意に係る書類 ・運営規程 ・利用契約書
		※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの 第三者評価の実施状況等		・重要事項説明書
適•否		(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	第 102 条(第 16 条 第 2 項準用)	
		※ 交付すべき書面に記載すべき内容 経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定短期入所の内容、利用者が支払うべき額		

チェック		点検内容	+++++ 女 ++ - +-	明広事料
適∙否	- 点検項目	(短期入所)	根拠条例 · 告示等	関係書類
		に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口		
適•否	2 提供拒否 の禁止	正当な理由がなく、指定短期入所の提供を拒んでいないか。	第 102 条(第 18 条 準用)	•利用申込受付簿
適•否	3 連絡調整 に対する協力	指定短期入所の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	第 102 条(第 19 条 準用)	・本市や相談支援事業 者等との連絡調整に 関する記録
適•否	4 サービス 提供困難時 の対応	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	第 102 条(第 20 条 準用)	・利用申込受付簿 ・紹介等の記録
適•否	5 受給資格 の確認	指定短期入所の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、 支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	第 102 条(第 21 条 準用)	・受給者証写し
適•否	6 介護給付費の支給の	(1) 短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を 踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	第 102 条(第 22 条 第 1 項準用)	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
適•否	申請に係る 援助	(2) 短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に 伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	第 102 条(第 22 条 第 2 項準用)	・利用者に関する記録 ・援助等の記録
適•否	7 心身の状 況等の把握	指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	第 102 条(第 23 条 準用)	利用者に関する記録
適•否	8 指定障害 福祉サービ ス事業者等 との連携等	(1) 指定短期入所の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等(以下「他のサービス提供者」という。)との密接な連携に努めているか。	第 102 条(第 24 条 第 1 項準用)	・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録
適•否		(2) 指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。	第 102 条(第 24 条 第 2 項準用)	
適•否	9 サービスの 提供の記録	(1) 指定短期入所を提供したときは、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、指定 短期入所の提供の都度記録しているか。	第 102 条(第 26 条 第 1 項準用)	・サービス提供実績記録票・指定短期入所の提供の記録
適•否		(2) (1)の規定による記録を行うときは、指定短期入所を提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか。	第 102 条(第 26 条 第 2 項準用)	・サービス提供実績記録票
適•否	10 指定短 期入所の開	(1) 介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。	第 96 条第 1 項	・指定短期入所の提供 に係る記録
適•否	始及び終了	(2) 他のサービス提供者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	第 96 条第 2 項	・他のサービス提供者 との連携に関する記録 ・相談援助等の記録
適•否	11 入退所の 記録の記載	(1) 入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な 事項を、当該支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	第 97 条第 1 項	・受給者証写し
適·否	等	(2) 自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを本市に提出しているか。	第 97 条第 2 項	・本市への報告文書の控え
適•否	12 利用者	(1) 指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当	第 102 条(第 27 条	·運営規程

チェック	- b	点検内容	49 to 4 - 55	明 坛 寺 址
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
	等に求めるこ	該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求	第1項準用)	・領収証控え
	とのできる金	めることが適当であるものに限られているか。		
	銭の支払の	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に	第 102 条(第 27 条	•説明書類
適•否	範囲等	金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し	第2項準用)	・同意に係る書類
		説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。		
	13 利用者	(1) 指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額	第 98 条第 1 項	•利用者負担額請求書
適•否	負担額等の	(1) 相足短期入別を促供したとさは、文和人足障害有等から自該相足短期入別に保る利用有負担領 の支払を受けているか。	第 30 未免 1 均	・ 何用有負担領明水音 ・ 領収証控え
	受領	(2) 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期	第 98 条第 2 項	與 化血工人
適·否	∠ ⋈	入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	31 20 X 31 2 X	
		(3) (1)及び(2)に規定する額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、	第98条第3項	•請求書
		次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けているか。		・領収証控え
		① 食事の提供に要する費用		・日用品費等の額がわ
適•否		② 光熱水費		かる書類
		③ 日用品費		•運営規程
		④ ①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、		
		日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させる		
		ことが適当と認められるもの。 (4) (3)の①及び②に掲げる費用については、厚生労働大臣の定めるところによっているか。	第 98 条第 4 項	•請求書
適•否		(4) (3)の①及び②に拘りる賃用については、厚生ガ側八臣の足めるところにようているが。 ※ 「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指	弗 98 宋弗 4 垻	・調水 青 ・領収証控え
. 口		本 「		・運営規程 ・運営規程
\ \		(5) (1)から(3)までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支	第 98 条第 5 項	・領収証控え
適·否		給決定障害者等に対し交付しているか。	214 214214 - 21) / V / MA / A / A
		(6) (3)の規定によりその費用の支払を受けることができる指定短期入所の提供に当たっては、あ	第 98 条第 6 項	・同意に係る書類等
適·否		らかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定短期入所の内容及び費用について説明を行い、当		•説明書類
		該支給決定障害者等の同意を得ているか。		
	14 利用者	支給決定障害者等が同一の月に指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合にお	第 102 条(第 29 条	•利用者負担額合計額
	負担額に係 る管理	いて、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービ	準用)	の算定書類 ・上限管理結果票
	の官理	<等に係る指定障害備位サービス等實用基準額から当該指定短期入所及い他の指定障害備位サービ ス等につき法第 29 条第 3 項 (法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定に		・上限官埋結果票 ・支給決定障害者及び
適•否		人等にうさ伝第29 栄弗3頃 (伝弗31 米の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により 第一日 はまま はいまま はいま はいま はいま (は ま と な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		他の指定障害福祉サ
		類」という。) を算定しているか。		ービス事業者等に対す
		- ほうこく フェア と ライ これ 。 - この場合において、利用者負担額合計額を本市に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の		る通知の控え
		指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
適•否	15 介護給	(1) 法定代理受領により本市から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定	第 102 条(第 30 条	・支給決定障害者等に
順 '白'	付費の額に	障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	第1項準用)	対する通知の控え
	係る通知等	(2) 法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短	第 102 条(第 30 条	・サービス提供証明書
適·否		期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定	第2項準用)	控え
	10 10 17 1	障害者等に対して交付しているか。 (1) おウに押しては、利用されるものなった。 (1) おウに押しては、利用されるもなったのは、10円では、10円では、10円では、10円に対している。	燃 00 发 燃 4 元	₩ ₽房₩## # \$##
適•否	16 取扱方針	(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	第 99 条第 1 項	・指定短期入所の提供
	並下	ているか。		に関する記録

チェック	上松石口	点検内容	担加久向 生二年	田友士牧
適∙否	点検項目	(短期入所)	──根拠条例·告示等 ──	関係書類
適·否		(2) 従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、指定短期入所の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	第 99 条第 2 項	•説明書類
適•否		(3) 提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	第 99 条第 3 項	・質の評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録
適•否	17 サービス の提供	(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	第 100 条第 1 項	・指定短期入所の提供 に関する記録
適•否		(2) 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	第 100 条第 2 項	・入浴等の記録
適•否		(3) 利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業者が運営する指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。	第 100 条第 3 項	・指定短期入所の提供 に関する記録
適•否		(4) 支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対し、食事の提供を行っているか。	第 100 条第 4 項	・食事の提供に関する
適•否		(5) 食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の身体の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行っているか。	第 100 条第 5 項	記録 ·献立表
適•否	18 緊急時 等の対応	現に指定短期入所の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。	第 102 条(第 35 条 準用)	・指定短期入所の提供 に関する記録・緊急時対応マニュア ル等
適•否	19 支給決 定障害者等 に関する本 市への通知	指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。	第 102 条(第 36 条 準用)	・本市への通知の控え
適· 否	20 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービス利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・虐待の防止に関する責任者の選定 ・成年後見制度の利用支援 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 等 ⑩ その他運営に関する重要事項	第 102 条(第 68 条 準用)	・運営規程
適•否	21 定員の遵 守	次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所の提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。) ① 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ② 空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員(指定共同生活援助事業所等にあっては、	第 101 条	・利用者数に関する記録 ・業務日誌 ・指定短期入所の提供

チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類
適∙否	点 快 垻 口	(短期入所)	似灰木灯 百小寺	
		共同生活住居及びユニットの入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数		に関する記録
		③ 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数		
適•否	22 秘密保	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていな	第 102 条(第 43 条	•就業規則
	持等	レ`ル, ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο ο	第1項準用)	・就業時の取り決め等
滴•否		(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏	第 102 条(第 43 条	・秘密保持に係る同意
7 <u>0</u> U		らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	第2項準用)	書
適•否		(3) 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書に	第 102 条(第 43 条	・情報提供に関する同
~ 1	a a labelia del	より当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	第3項準用)	意書
適•否	23 情報の提	(1) 指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実	第 102 条(第 44 条	広告、ポスター、パン
	供等	施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	第1項準用)	フレット等
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		(2) その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとして	第 102 条(第 44 条	・情報開示の手順等に
適·否		いないか。	第2項準用)	関する規程
	24 利益供	 (1) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業	第 102 条(第 45 条	・情報開示に係る記録 ・就業規則
海,不	24 利 益 供 与等の禁止	(1) 一版相談又抜事業者しくは特定相談又抜事業を行り有者しくは他の障害倫征が一旦人の事業 を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介すること	弗 102 采(弗 45 采 第 1 項準用)	・祝業規則 ・就業時の取り決め等
適·否	分寺の祭正	を打り有等又はてれらの促棄者に対し、利用有又はての家族に対して自該事業者を超升すること の対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	弗 1 垻毕用/	・紹介等に関する記録
		(2) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業	第 102 条(第 45 条	・ 柏川 寺に関りる記跡
適•否		(2)	第 2 項準用)	
. 口		の他の財産上の利益を収受していないか。	カムダギ川)	
	25 苦情解	(1) その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応す	第 102 条(第 46 条	•苦情相談体制図
	決	るために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	第1項準用)	•苦情解決手順書
適•否		or with the XIIII or working or with a second of the secon	37 1 2 4 7 17	·説明書類
~ <u>_</u>				·掲示物
				・パンフレット
		(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	第 102 条(第 46 条	・苦情の記録
適•否			第2項準用)	・改善に向けた取組に
				関する記録
		(3) その提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文	第 102 条(第 46 条	・本市からの指導、助
		書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業	第3項準用)	言等の通知
適•否		所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関		・改善報告等の控え
		して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は		・改善措置に関する記
		助言に従って必要な改善を行っているか。		録
		(4) その提供した指定短期入所に関し、法第 11 条第 2 項の規定により市長が行う報告若しくは指	第 102 条(第 46 条	
適•否		定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの	第4項準用)	
		質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、		
		市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		
		(5) その提供した指定短期入所に関し、法第 48 条第 1 項の規定により市長が行う報告若しくは帳	第 102 条(第 46 条	
		簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所	第5項準用)	
適•否		事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情		
		に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導		
		又は助言に従って必要な改善を行っているか。		

チェック	노산주다	点検内容	11 thin 夕 /51	田広事料
適•否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
適·否		(6) 本市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。	第 102 条(第 46 条 第 6 項準用)	・本市に対する改善報告の控え
適·否		(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	第 102 条(第 46 条 第 7 項準用)	・運営適正化委員会の 調査等に関する記録
適·否	26 事 故 発 生時の対応	(1) 利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	第 102 条(第 47 条 第 1 項準用)	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル
適•否		(2) 事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。	第 102 条(第 47 条 第 2 項準用)	等 ・事故等発生状況報告 書 ・業務日誌 ・ヒヤリ・ハット報告等
適•否		(3) 利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。	第 102 条(第 47 条 第 3 項準用)	・事故に関する記録 ・損害賠償に関する記 録
適·否	27 虐待の防 止	 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(1年に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(1年に1回以上)に実施すること。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 		・発令簿 ・事務分掌 ・委務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・研修資料等 ・研修報告書等 ・研修会開催記録 ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル
適•否	28 会計の区 分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。	第 102 条(第 48 条 準用)	·会計関係書類
適•否	29 相談及 び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	第 102 条(第 63 条 準用)	・相談等の記録
適•否	30 管理者の 責務	(1) 管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。	第 102 条(第 37 条 第 1 項準用)	·組織図 ·業務分担表
適•否		(2) 管理者は、事業所の他の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律施行条例」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	第 102 条(第 37 条 第 2 項準用)	・職員会議録・業務マニュアル等
適•否	31 勤務体 制の確保等	(1) 利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、指定短期入所事業所ごとに、従業者の 勤務体制を定めているか。	第 102 条(第 69 条 第 1 項準用)	•勤務表
適•否		(2) 指定短期入所事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	第 102 条(第 69 条 第 2 項準用)	・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳
適•否		(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	第 102 条(第 69 条	•研修計画

(短期人所) 第3 項幣用) ・研修会資料等	チェック	上松云口	点検内容	担加久向 生三 梦	田広寺将
適・否 (4) 適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 第 102 条(第 69 条 ・	適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
適・否					·研修報告書等 ·研修受講終了証明書
適・否	適•否		な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業 環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。	第4項準用)	・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等
遺・音 適・音 造・音 2	適•否	続計画の策	し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	の2第1項準用)	・従業者に周知した記 録
19・6 33 非常災 (1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計 第 102 条(第 71 条 前防用設備等設置 前財策 第 102 条(第 71 条 前防計画(消防計 に準する計画)	適•否		しているか。		* * * * *
適・否 適・否 適・否 2 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周 第 1 項準用) 出書 ・消防計画 (消防計画 (消防計画 (消防計画 (海ずる計画) ・非常災害時対応マュアル等 2 非常災害時間 (消防計画 (海ずる計画) ・非常災害時対応マュアル等 3 (2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 第 102 条(第 71 条 第 2 項準用) 第 102 条(第 71 条 第 3 項準用) 34 衛生管理等 2 回車時 2 回車時 2 回車時 2 回車時 3 回車	適•否			の2第3項準用)	
適・否	適·否		画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周		・消防計画(消防計画 に準ずる計画) ・非常災害時対応マニ
適・否 34 衛 生 管 理等 (1) 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上 第 102 条 (第 89 条 必要な措置を講じているか。 (2) 健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じ 第 102 条 (第 89 条 第 2 項準用) (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じ 第 102 条 (第 89 条 第 2 項準用) (3) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並 びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること (4) 必要は定例では、10 を表に関知した 10 を表に関知した 10 を表に関知した 10 を表に関知した 10 を表に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並 10 を表に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並 10 を表に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並 11 を表に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並 12 を表に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並 13 項準用) (4) を表に対し、 13 項準用) (5) を表に対して、 13 項準用) (5) を表に対して、 13 項準用) (5) を表に対して、 13 項準用) (5) を表に対して、 13 項準用) (6) を表に対して、 13 項準用) (6) を表に対し、 13 項準用) (6) を表に対して、 13 項準用) (7) を表に対し、 13 項準用) (7) を表に対して、 13 可能用) (7) を表に対し、 13 可能用)	適•否		•	第2項準用)	・避難訓練等の記録
選・否 ② 健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 ② 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じ 第 102 条(第 89 条 第 2 項準用) ③ 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じ 第 102 条(第 89 条 第 2 項準用) ③ 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並 びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること	適•否		(3) (2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。		
(3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じ 第 102 条(第 89 条 でいるか。 ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並 びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること	適•否		必要な措置を講じているか。	第1項準用)	***
でいるか。	適•否				
報告	適·否		ているか。 ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること	第3項準用)	・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・従業者に周知した記録 ・感染症の予防及びま ん延防止の指針 ・研修及び訓練の実施報告
適・否 東等の禁止 ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、 の2第1項準用) た場合の記録	適•否		ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、		・身体拘束等が行われ た場合の記録 ・委員会の設置に関す
適・否	適·否			第 102 条(第 42 条	

チェック	ᅡ슈ᄆ	点検内容	44 m 夕 向	明坛事坛
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
		の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	の2第2項準用)	•委員名簿、委嘱状
		(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	第 102 条(第 42 条	・委員会の記録
		① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと	の2第3項準用)	・従業者に周知した記
		ができるものとする。)を定期的(1年に1回以上)に開催するとともに、その結果について、		録 ************************************
適·否		従業者に周知徹底を図ること。		・身体拘束適正化の指
		② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(1 年に 1 回以上)に実施するこ		針 ・研修実施報告
		③ 使業有に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(1年に1回以上)に美施すること。		*
	36 地域との	その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及	第 102 条(第 74 条	•事業計画等
	連携等	び協力その他の地域との交流に努めているか。	準用)	・地域との活動の記録
適·否				・ボランティア・実習生・
				施設見学等受入の記
	37 健康管	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	第 102 条(第 87 条	•看護日誌
適•否	理	市に利用者の健康の状況に任息するとともに、健康体持のための過剰な相直を構しているが。	第 102 来 (第 67 来 準用)	・短期入所の提供に関
			- -/13/	する記録
適·否	38 協力医	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	第 102 条(第 90 条	•契約書
	療機関		準用)	
	39 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申	第 102 条(第 42 条	
適•否		込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	第1項及び第2項	付けの書面
		ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係やに自由 に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	準用)	
	40 記録の整	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	第 102 条(第 49 条	・従業者、設備、備品
適•否	備		第1項準用)	及び会計に関する諸
~ 1	<i>V</i> 113		214 - 24 1 7147	記録
		(2) 利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保	第 102 条(第 49 条	・指定短期入所の提供
		存しているか。	第2項準用)	の記録
適・否		① 指定短期入所の提供の記録 ② 支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録		・本市への通知に係る
週•台		② 文和伏足障害有に関する本川への通知に係る記録 ③ 身体拘束等の記録		_・ 身体拘束等の記録
		④ 苦情の内容等の記録		・苦情の内容等の記録
		⑤ 事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録		・事故等の記録
/	(電磁的記	記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記 5 及び 11(1)を除き、書面により行う	第 419 条第 1 項及	
	録等)	こととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことがで	び第2項	
		きるものする。		
		また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされて		
		いるものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。 ※ ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。		

チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	関係書類				
適·否		(短期入所)	似泛木的 日小寺	为水自双				
第 5 変	第 5 変更の届出等(法:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)							
		(1) 事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第 46 条第 1 項	・届出書等の控え				
適·否		注)「事業所(施設)の名称」、「事業所(施設)所在地」、「申請者(設置者)の名称」、「事業所(施設)の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程(定員)」、「運営規程(共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止)」については、変更日の1カ月前まで※ 法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください(消印有効)。						
		 ※ 事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。(賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。) ※ 札幌市外への事業所の移転については、概ね移転(予定)日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転(予定)日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 						
適•否		(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その 旨を市長に届け出ているか。	法第46条第2項					
(告示:障 (平成 18	年厚生労働省	活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉† 告示第 523 号)) 及び社会生活を総合的に支援するための法律)						
適∙否	1 基本事項	(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 7 により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価(平成 18 年厚生労働省告示第 539 号)」を乗じて得た額を算定しているか。 ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所事業に要した費用の額となっているか。		·介護給付費請求書 ·介護給付費請求明細 書				
適•否		(2) (1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	告示 2					
適·否	2 短期入所 サービス費 (I)~(IV)		告示別表第 7 の 1 の注 1	・介護給付費請求書 ・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供				
適•否		(2) 福祉型短期入所サービス費 (II) 区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。)が、生活介護等(日中活動系サービス)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	告示別表第 7 の 1 の注 2	に関する記録 ・利用者数に関する書 類				
適•否		(3) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ) 障害児支援区分 1 以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、障害児の	告示別表第 7 の 1 の注 3					

チェック	上松石口	点検内容	担加タ/回 火二笠	明戊事幣
適∙否	- 点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等 │	関係書類
		障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。		
		(4) 福祉型短期入所サービス費 (IV)	告示別表第7の1	
適•否		障害児支援区分 1 以上に該当する利用者が、指定通所支援等を利用した日において、指定短	の注 4	
. 四. 口		期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害児支援区分に応じ、1日につ		
		きそれぞれ所定単位数を算定しているか。		
	2-2 福祉型	(1) 福祉型強化短期入所サービス費 (I)	告示別表第 7 の 1	
	強化短期入	下記に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして市長に	の注 4 の 2	
	所サービス	届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単		
	費 (I) ~	位数を算定しているか。		
	(IV)	≪以下の①~⑬のいずれかに該当し、かつ、区分1以上に該当する者≫		
		① レスピレーター管理 ② 気管内挿管、気管切開		
		②		
		● 毎咽頭エアリエイ④ O₂吸入又は spO₂90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上		
適•否		⑤ 6回/日以上の頻回の吸引		
		⑥ ネブライザー6回/日以上又は継続使用		
		⑧ 経管(経鼻・胃ろうを含む)		
		⑨ 腸ろう・腸管栄養		
		⑩ 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時)		
		⑪ 継続する透析(腹膜灌流を含む)		
		⑫ 定期導尿3回/日以上		
		③ 人工肛門		
		(2) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	告示別表第 7 の 1	
		生活介護等(日中活動系サービス)を利用した日において、上記(1)に記載する状態に該当す	の注 4 の 3	
適•否		る利用者に対して、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短		
		期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ		
	4	所定単位数を算定しているか。 (W) に対しているが、 (中二四十巻 = ~:	
		(3) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ) エ記に数とする利用者に対して、系統聯長も常数で1. LN L 配置していてものしして本具に	告示別表第7の1	
		下記に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして市長に 届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区	の注 4 の 4	
		届り出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の文援の区 分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。		
		がに応じ、1 日につきてれてれ別疋単位数を昇足しているが。 《以下の①~⑬のいずれかに該当し、かつ、障害児支援区分1以上に該当する者≫		
		(1) レスピレーター管理		
適•否		② 気管内挿管、気管切開		
		③ 鼻咽頭エアウェイ		
		④ O₂吸入又は spO₂90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上		
		⑤ 6回/日以上の頻回の吸引		
		⑥ ネブライザー6回/日以上又は継続使用		
		① IVH		
		⑧ 経管(経鼻・胃ろうを含む)		

チェック	L W-E D	点検内容		
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
		 ⑨ 腸ろう・腸管栄養 ⑩ 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) ⑪ 継続する透析(腹膜灌流を含む) ⑫ 定期導尿3回/日以上 ⑬ 人工肛門 		
適·否		(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV) 指定通所支援等を利用した日において、上記(3)に記載する状態に該当する利用者に対して、 看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所におい て指定短期入所を行った場合に、障害児の障害児支援区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位 数を算定しているか。	告示別表第7の1の注4の5	
適·否	2-3 医 知	(1) 医療型短期入所サービス費 (I) 下記に該当する利用者に対して、下記の基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 《利用者の状態》 ① 18 歳以上の利用者 次のアから力のいずれかに該当すること。 ア 区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ 区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分 5 以上に該当する 重症心身障害者 ウ 区分 5 以上に該当し、医療的ケアスコアが 16 点以上の者 エ 区分 5 以上に該当し、医療的ケアスコアが 16 点以上の者	告示別表第 7 の 1 の注 5	
適·否		(2) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ) 上記(1)に記載する状態に該当する利用者に対して、下記の基準に適合しているものとして市 長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数 を算定しているか。 《基準(下記のいずれかに該当すること)≫ ① 病院又は診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するものであ ること ② 介護老人保健施設であること		
適•否		(3) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ)	告示別表第7の1	

チェック	点検項目	点検内容	根拠条例・告示等	即 仮 聿 粘
適∙否		(短期入所)	依拠笨洲 古不寺	関係書類
		区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、下記に該当する遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、下記の基準に適合しているものとして市長に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、上記(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。 《利用者の状態》 次の各号に掲げる状態のうち、5以上の状態に適合する場合とする。 ① 自力での移動が不可能であること。 ② 意味のある発語を欠くこと。 ③ 意思疎通を欠くこと。 ④ 視覚による認識を欠くこと。 ⑤ 原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。 ⑥ 排せつ失禁状態であること。 《事業所の基準(下記のいずれかに該当すること)》 ① 病院又は診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するものであること。	の注 7	
適·否	2-4 医療型 特定短期入 所サービス	② 介護老人保健施設であること (1) 医療型特定短期入所サービス費 (I) 医療型短期入所サービス費 (I) に該当する指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 7 の 1 の注 8	
適•否	費 (I) ~ (VI)	(2) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ) に該当する指定短期入所事業所において、日中のみ指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 7 の 1 の注 9	
適·否		(3) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ) に該当する指定短期入所事業所において、日中のみの指定 短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、上記(1)又は(2)の算定対象となる利用者については算定しない。	告示別表第 7 の 1 の注 10	
適·否		(4) 医療型特定短期入所サービス費 (IV) 生活介護等(日中活動系サービス)又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期 入所サービス費 (I)に該当する指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	告示別表第 7 の 1 の注 11	
適•否		(5) 医療型特定短期入所サービス費 (V) 生活介護等(日中活動系サービス)又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期 入所サービス費 (II) に該当する指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 7 の 1 の注 12	
適•否		(6) 医療型特定短期入所サービス費 (VI) 生活介護等(日中活動系サービス)又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期 入所サービス費 (Ⅲ) に該当する指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記(4)又は(5)の算定対象となる利用者については算定しない。	告示別表第 7 の 1 の注 13	

チェック	- 사진 미	点検内容	担加名[2] 化二学	明広事料
適∙否	- 点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
	2-5 共生型	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)	告示別表第 7 の 1	
適•否	短期入所	区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所事業所におい	の注 13 の 2	
	(福祉型)サ	て共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。		
	ービス費	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	告示別表第 7 の 1	
適•否	(I),(II)	区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等(日中活動系サービス)	の注 13 の 3	
, <u></u>		又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を		
		行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。		
	2-6 共生型	(1) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)	告示別表第7の1	
	短期入所	下記に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして市長に	の注 13 の 4	
	(福祉型強	届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数		
	化)サービス	を算定しているか。		
	費(Ⅰ)、	≪以下の①~⑬のいずれかに該当し、かつ、区分1以上に該当する者≫		
	(11)	① レスピレーター管理 ② 気管内挿管、気管切開		
		②		
		③ 鼻咽頭エアリエイ ④ O₂吸入又は spO₂90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上		
適•否				
		(7) IVH		
		9 腸ろう・腸管栄養		
		⑪ 継続する透析 (腹膜灌流を含む)		
		② 定期導尿 3 回/日以上		
		③ 人工肛門		
	1	(2) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	告示別表第 7 の 1	
		上記(1)に記載する状態に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している	の注 13 の 5	
適•否		ものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において、生活介護等(日中活動系サービス)		
		を利用した日において、共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定している		
		$\dot{\mathcal{D}}_{\sigma}$		
	2-7 基準該	(1) 基準該当短期入所サービス費 (I)	告示別表第7の1	
適•否	当短期入所	基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合	の注 14	
~ LI	サービス費	に、1日につき所定単位数を算定しているか。		
	(I)'(II)	(a) + 36 3+ 14 / 2 40 3 2 3 3 3 3 4 4 7 3	45 → Dil → M·· =	
		(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	告示別表第7の1	
適•否		基準該当生活介護等(日中活動系サービス)若しくは基準該当通所支援を利用した日において、其準禁火気期入売事業等にないて其準禁火気期入売を行った場合に、1月にのき所会党は	の注 15	
		て、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位		
		数を算定しているか。		

チェック		点検内容	1= 11- E E . 11 - 14-	
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
適·否	3 大規模減算	利用定員が20人以上であるとして市長に届け出た単独型事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。ただし、定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。	告示別表第 7 の 1 の注 15 の 2	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供 に関する記録 ・利用者数に関する書 類
適・否	4 身体拘束 廃止未実施減算	次のいずれかに該当する場合、1 日につき 5 単位を減算しているか。 ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は②に該当した場合であっても減算しない。 ① やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。 ② 次に掲げる措置を講じていない場合 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(1 年に 1 回以上)を開催すること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的(1 年に 1 回以上)に実施すること。	告示別表第 7 の 1 の注 15 の 3	・介護給付費請求明細書 ・身体拘束が行われた 場合の記録 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・委員会を高い ・委員会の記録 ・後業者に周知した記録 ・身体拘束適正化の指針 ・研修実施報告
適·否	5 福祉専門 職員配置等 加算	共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、常勤の生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の(I)又は(II)に掲げる割合以上であるものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ(I)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (I) 100分の35以上 15単位 (II) 100分の25以上 10単位	告示別表第 7 の 1 の注 15 の 4	・介護給付費請求明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書 類等 ・資格等を証明する書
適·否	6 地域生活 支援拠点等 に係る加算	市により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを市長に届け出た事業所において、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。	告示別表第 7 の 1 の注 15 の 5	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供 に関する記録 ・運営規程
適·否 適·否	7 定員超過 利用減算 8 職員欠如	下記の場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて算出しているか。 ① 過去 3 ヶ月間の利用者数の平均値が、利用定員数に 100 分の 105 を乗じて得た数を超える場合 ② 1日の利用者の数が、下記のいずれかに該当する場合 ア 利用定員が 50 人以下・・・利用定員数に 100 分の 110 を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員が 51 人以上・・・利用定員数に、利用定員数から 50 を控除した数に 100 分の 5 を乗じて得た数に 5 を加えた数を加えて得た数を超える場合 事業所に置くべき従業員の員数を満たしていない場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて算出し	告示別表第 7 の 1 の注 16 告示別表第 7 の 1	・介護給付費請求明細書 ・利用者数に関する記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書

チェック	点検項目	点検内容	担加久/01. 生二生	関係書類
適∙否		(短期入所)	根拠条例・告示等	以除者 知
	減算	ているか。	の注 16	類等
適•否	9 他のサービスとの関係	利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間(福祉型短期入所サービス費(Π)若しくは(Π)又は医療型特定短期入所サービス費(Π)~(Π)を算定する場合を除く。)は、短期入所サービス費は、算定していないか。	告示別表第 7 の 1 の注 17	
適·否	10 短期利 用加算	指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1年につき 30 日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 7 の 2 の注	・介護給付費請求明細 書 ・指定短期入所の提供 に関する記録
適•否	11 常 勤 看 護職員配置 加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、定員超過利用減算若しくは職員欠如減算に該当する場合は、算定しない。		・勤務表 ・雇用契約書 ・委託契約書
適•否	12 医療的ケ ア対応支援 加算	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第7の2の3の注	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供 に関する記録
適•否	13 重度障害児・障害 お対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	告示別表第7の2の4の注	・介護給付費請求明細書 ・利用者数に関する記録 ・指定短期入所の提供に関する記録
適•否	14 重度障害者支援加算	(1) 重度障害者等包括支援対象者に対して指定短期入所等を行った場合に、1 日につき所定単位数 を加算しているか。 ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を 算定している場合は、算定しない。	告示別表第 7 の 3 の注 1	・介護給付費請求明細書 ・受給者証写し ・指定短期入所の提供
適•否		(2) 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の修了証の交付を受けた者が、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である利用者に対して、指定短期入所等の提供を行った場合、さらに1日につき10単位を加算しているか。	告示別表第 7 の 3 の注 2	に関する記録 ・研修修了を証明する 書類
適•否	15 単独型加算	(1) 単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	告示別表第 7 の 4 の注 1	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供 に関する記録
適•否		(2) 単独型事業所において、福祉型短期入所サービス費(II)又は福祉型短期入所サービス費(IV)、福祉型強化短期入所サービス費(II)又は福祉型強化短期入所サービス費(IV)の算定対象となる利用者に、入所した日及び退所した日以外において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算しているか。	告示別表第 7 の 4 の注 2	
適•否	16 医療連 携体制加算	(1) 医療連携体制加算 (I) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利	告示別表第 7 の 5 の注 1	·介護給付費請求明細 書

チェック	± +△ -∓ □	点検内容	41 m 夕 / 以	田広寺虹
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
	(I)~(IX)	用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については、算定しない。		・指定短期入所の提供 に関する記録 ・医師からの指示書 ・看護日誌 ・委託契約書等 ・医療が必要な利用者 に関する家族、病院等
適·否		(2) 医療連携体制加算(II) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。	の注 2	からの聞取り等の記録
適·否		(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。	告示別表第 7 の 5 の注 3	
適·否		(4) 医療連携体制加算 (IV) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアの医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して 4 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は上記(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	告示別表第 7 の 5 の注 4	
適∙否		(5) 医療連携体制加算(V) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアの医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、福祉型強化短期入所サービスと利用者又は上記(3)を算定している利用者については、算定しない。	告示別表第7の5 の注5	
適·否		(6) 医療連携体制加算 (VI) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が、本市が加算対象者として認定した利用者 (医療的ケアスコアの合計点数が 16 点以上) に対して 8 時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 3 人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は上記(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定しない。	告示別表第 7 の 5 の注 6	

チェック	L W == []	点検内容		阳左寺红
適•否	点検項目	(短期入所)	根拠条例·告示等	関係書類
適∙否		(7) 医療連携体制加算 (VII) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	告示別表第 7 の 5 の注 7 及び 8	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供 に関する記録 ・登録喀痰吸引等事業 者申請関係書類
適·否		(8) 医療連携体制加算(WII) 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又は上記(1)から(6)までのいずれかを算定している利用者は、算定しない。	告示別表第 7 の 5 の注 7 及び 8	・認定特定行為業務従事者認定証関係書類・委託契約書等・指導の記録
適·否		(9) 医療連携体制加算 (IX) 下記の基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入 所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。 《基準 (下記のいずれにも該当すること) ≫ ① 当該指定短期入所事業所等の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること。 ② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	告示別表第 7 の 5 の注 7 及び 8	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供に関する記録・勤務表・雇用契約書・委託契約書・説明及び同意の書類
適·否	17 栄養士配置加算	(1) 栄養士配置加算 (I) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。 《基準(下記のいずれにも該当すること)≫ ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。	告示別表第 7 の 6 の注 1	書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・助勤状況に関する書 類等 ・資格等を証明する書 類
適·否		(2) 栄養士配置加算 (Ⅱ) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等について、1 目につき所定単位数を加算しているか。 ただし、栄養士配置加算 (Ⅰ) 又は医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。 《基準 (下記のいずれにも該当すること) ≫ ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 利用者の日常生活状況、し好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。		・食事の提供に関する 記録 ・献立表
適·否	18 利用者	指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、利用者負担額合計額の管理を行った	告示別表第 7 の 7	·介護給付費請求明細

チェック	点検項目	点検内容	担加久间, 生二生	明友事叛
適·否		(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
	負担上限額 管理加算	場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	の注	書 ・受給者証写し ・上限額管理結果票
適∙否	19 食事提供体制加算	低所得者等に対して、指定短期入所事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は 調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等の責任において食事提供のため の体制を整えているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、食事の提供を行った 場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (※経過措置期間延長)	告示別表第 7 の 8 の注	・介護給付費請求明細書 ・サービス提供実績記録票 ・職員名簿 ・勤務表 ・委託契約書 ・費用に関する説明及び同意の書類 ・献立表
適·否	20 緊急短期入所受入加算	(1) 緊急短期入所受入加算(I) 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指 定短期入所事業所等が、緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護 を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等 を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得 ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。	告示別表第7の9の注1	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供 に関する記録
適·否		(2) 緊急短期入所受入加算(II) 医療型短期入所サービス費もしくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由より、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。	告示別表第7の9の注2	
適·否	21 定員超過特例加算	指定短期入所事業所等において、緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、運営規程に定める利用定員を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	告示別表第7の10 の注	・介護給付費請求明細書 ・指定短期入所の提供 に関する記録 ・利用者数に関する書 類
適∙否	22 特別重度支援加算	 (1) 特別重度支援加算(I) 医療型短期入所サービス費もしくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、下記の①~⑯の各項目に規定する状態が 6 ヶ月以上継続する場合にそれぞれのスコアを合算し 25 点以上である利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ※判定スコア≫ ① レスピレーター管理 (スコア:10) ② 気管内挿管、気管切開 (スコア:8) ③ 鼻咽頭エアウェイ (スコア:5) ④ O₂吸入又はspO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上 (スコア:5) 	告示別表第7の11 の注1	・介護給付費請求明細書 ・受給者証写し ・指定短期入所の提供 に関する記録 ・医学的管理の内容等 に係る診療録

チェック	上松石口	点検内容	11 加 名 向	明 友 妻 籽
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
Acad Let		 ⑤ 1回/時間以上の頻回の吸引 (スコア:8)、6回/日以上の頻回の吸引 (スコア:3) ⑥ ネフライザー6回/日以上又は継続使用 (スコア:3) ⑦ IVH (スコア:10) ⑧ 経口摂取 (全介助) (スコア:3) ⑨ 経管 (経鼻・胃ろう含む。) (スコア:5) ⑩ 腸ろう・腸管栄養 (スコア:8) ⑪ 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) (スコア:3) ⑫ 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による行為と姿勢修正を 3 回/日以上 (スコア:3) ⑬ 継続する透析 (腹膜灌流を含む。) (スコア:10) ⑭ 定期導尿 3 回/日以上 (スコア:5) ⑤ 人工肛門 (スコア:5) 		
適∙否		 ⑥ 体位交換6回/日以上(スコア:3) (2) 特別重度支援加算(Ⅱ) 医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、上記(1)の判定スコアの①~⑯の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合にそれぞれのスコアを合算し10点以上である利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 	告示別表第7の11 の注2	
適∙否		(3) 特別重度支援加算(Ⅲ) 医療型短期入所サービス費もしくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、下記に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続している者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合には算定しない。 ① 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ② 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ③ 中心静脈注射を実施している状態 ④ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ⑤ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑥ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態 ⑦ 経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態 ⑧ 索瘡に対する治療を実施している状態 ⑨ 気管切開が行われている状態	告示別表第 7 の 11 の注 3	
適∙否	23 送迎加	(1) 送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第7の12 の注	書 ・サービス提供記録実 績票
適·否		(2) 事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を 行った場合、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第7の12 の注2	・送迎の記録 ・車両運行管理簿 ・委託契約書
適•否	24 日中活	次の①から③までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た指定短期入所事業所におい	告示別表第7の13	•介護給付費請求明細

チェック	占拴石口	点検内容	坦加久闷 生二生	明 / 事 若
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
	動支援加算	て、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につ	の注	書
		き所定単位数を加算しているか。		・サービス提供実績記
		ただし、この場合において 2-3 の医療型短期入所サービス費又は 2-4 の(1)から(3)の医療型特定		録票
		短期入所サービス費(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定していない場合は算定しない。 ① 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者(以下「保育士等」という。)		・日中活動実施計画・指定短期入所の提供
		が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。		・指足短期入別の提供 に関する記録
		② 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用		(こ) とう (の) 日本
		者の状態を定期的に記録していること。		
		③ 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直		
		していること。		
	24 福祉·介	指定短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次の	告示別表第7の14	•介護給付費請求明細
適•否	護職員処遇	(1)から(5)に掲げる加算を算定しているか。	の注	書
	改善加算	ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(5)のそ		•福祉•介護職員処遇
		の他の加算は算定しない。		改善計画書
		(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 (I)		•福祉•介護職員処遇
		次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する		改善実績報告書 ・賃金を改善したことが
		① 「福祉・介護職員の賃金(逐職チョを除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する 費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画		分かる書類
		(東市の元込領が、福祉・万漫極貞延過以普加昇の昇足元込領を工画の貢金以普に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。		・職員に周知した記録
		② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法		・労働保険料の領収証
		その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作		・研修計画
		成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。		•研修実施記録
		③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。		
		④ 当該事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報		
		告すること。		
		⑤ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、		
***		罰金以上の刑に処せられていないこと。 ② 水はままままない。		
適•否		⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		ア 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金		
		に関するものを含む。)を定めていること。		
		イーアの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施		
		又は研修の機会を確保していること。		
		エーウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき		
		定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。		
		カーオの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するようなのない。		
		するものを除く。) 及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・		
		介護職員に周知していること。		<u> </u>

チェック	- IA	点検内容		
適・否	点検項目	(短期入所)	根拠条例・告示等	関係書類
適·否		(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① (1)の①から⑥及び⑧までに掲げる基準に適合すること。 ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。		
適· 否		b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施 又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ※令和3年3月31時点で当該加算を算定している事業所のみ令和4年3月31日まで算定可能(経過措置) (4) 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(1)の⑧又は(3)の②に掲げる基		
適·否	(福祉・介護	準のいずれかに適合すること。 ※令和3年3月31時点で当該加算を算定している事業所のみ令和4年3月31日まで算定可能(経過措置) (5) 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※令和3年3月末時点で当該加算を算定している事業所のみ令和4年3月31日まで算定可能(経過	(令和3年度報酬改	•介護給付費請求明細
適·否	職員処遇改善特別加算)	措置) 次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、加算を算定しているか。 ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。 ① 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	定により削除:告示別表第7の15の注)	書
適•否	25 福祉・介	次の基準のいずれにも適合し、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、加算を算定してい	告示別表第7の15	•介護給付費請求明細

チェック	L 10 = T	点検内容		99 / * **
適∙否	点検項目	(短期入所)	根拠条例 · 告示等	関係書類
// // // // // // // // // // // // //	護職処算等的	②か。 ① 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理 責任者、児童発達支援管理責任者者しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者を いう。以下同じ。その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次 に掲げるいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処 遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処 遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措 置を講じていること。 ア 経験技能のある障害福祉人材のうちー人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円 以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額付あることその他の 理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではない。 イ 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の暇 員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均 を上回っていること。 ウ 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員 のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均 を上回っていること。 ウ 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要 する費用の見込額の平均の2 作以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものの賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (当該事業所はいて、①の賃金改善に関与な場合はその限りではない。 工 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の 賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (当該事業所はいて、①の賃金改善に関力を計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法そ の他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算さる計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法そ の他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善力を除く。)の見込額が主額4位入材等の処遇改善に関すると。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るためが、その内容について市長に届社のこと。 (1) 当該事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの を除く。)及び当該譲管福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの を除く。)及び当該譲管福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの を除く。)及び当該資富福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの を除く。)及び当該資富福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの を除く。)及び自然では関するもの を除く。)のの場にほどのでは、10000円に関するを定していまる。 (2) の個に係る対に関するとは、1000円に対していまる。)のでは、1000円に対していまる。 1000円に対していまる。 1000円に対し、1000円	の注	書・福処・介護職員等特定組・介護職員書・福処・介護職員書等特定組・介護職員書等特定を書きる書類を登りませた。のでは、一部のでは、一語のは、一語のは、一語のでは、一語のは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは

チェック 適・否	- 点検項目	点検内容 (短期入所)	- 根拠条例・告示等	関係書類
第7 その他				
適・否	障害福祉サ ービス等情 報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	平成 30 年 4 月 23 日付障障発 0423 第 1号 厚生労働省社会・ 援護局障害保健福 祉部障害福祉課長 通知	